

海外経済要録

米州諸国

◇米国予算教書

ケネディ大統領は1月17日予算教書を議会に送付した。1964年度の予算は歳出988億ドル、歳入869億ドルと戦時平時を通じ史上最大の規模で、赤字額も119億ドルとアイゼンハワー時代(1959年度)の124億ドルに次ぐものである。本予算の最大の特色は歳入面において懸案の減税および税制改革案が盛り込まれていること、歳出面において国防費、宇宙開発費などの冷戦対策費に支出増加が集中していること、および1957年以降はじめて当初予算から大幅な赤字が計上され、均衡財政主義の伝統から大きく離反していることなどの諸点である。これはケネディ大統領が年頭教書において強調した長期的な高度成長政策の推進に予算上の裏付けを与えたものにはかならず、冷戦対策上必要な国防関係費以外の民生費などを極力切りつめ、減税を中心とする積極財政を強力に展開せんとする超重点施策を反映したものである。予算の主要内容は次のとおり。

(1) 歳入見積もりについては、減税(減税の内容については別稿参照)による歳入減53億ドルを見込んでいるものの、その反面法人税納期の繰上げ措置による歳入増16億ドルのほか、1963年(暦年)のGNPを5,780億ドル(対前年比+240億ドル、+4.3%)と見込んでいるので、それに伴う個人所得税、法人税の増収もあり、歳入全体としては対前年推定実績比14億ドルの小幅の増収が見込まれている。

(2) 歳出面では、国防費は554億ドルと対前年比(以下いずれも推定実績)24億ドルの大幅増加となり、現在の流動的な国際軍事情勢に対処し、核装備から通常兵力に至るバランスのとれた軍事力の優位をあくまで保持しようとする強い決意を反映させている。また宇宙開発ではアポロ計画(月へ人間を着陸させる計画)を主体として対前年比18億ドル増、前年比75%増の飛躍的な増額が行なわれている。したがって国防費、宇宙開発費および国際関係費(対外援助費など)を合わせた広義の国家安全保障費の歳出総額に占める割合は前年推定実績の62%弱から63%強に増大しており、減税とともに大幅赤字の主因となっている。

これに反して国民生活と直結した民生費はすでに立

法化された諸計画に対する歳出の当然増と若干の保健労働福祉費の増額をはかっているが、その他の項目の削減によって全体としては対前年比3億ドル弱の減少をみている。

(3) 注目の軍事経済援助関係費は37.5億ドル(対外軍事援助費14.5億ドル対前年比-3億ドル、経済援助費同+2億ドル)と前年比1億ドルの減少となっている。さらに大統領は教書のなかで「西欧諸国と日本が低開発国への経済援助の負担をふやし、また自国の軍事防衛支出を増加させるよう引き続き強力に要請する」旨を明らかにしているので、米国の国際収支改善努力の強化とともに、今後西欧諸国やわが国に対するこの面からの圧力は当然強まることが予想される。

予算規模の推移

(単位・億ドル)

会計年度	歳入	歳出	差引過不足
1955	602	644	- 42
1956	679	662	+ 16
1957	706	690	+ 16
1958	686	714	- 28
1959	679	803	- 124
1960	778	765	+ 12
1961	777	815	- 39
1962	814	878	- 64
1963(推定実績)	855	943	- 88
1964(予算)	869	988	- 119

新年度予算概要

(単位・百万ドル)

	1964年度 (予算)	1963年度 (推定実績)	1962年度 (実績)
歳入	86,900	85,500	81,409
個人所得税	45,800	47,300	45,571
法人	23,800	21,200	20,523
歳出	98,800	94,300	87,800
国防費	55,433	53,004	51,103
国際関係費	2,679	2,874	2,817
宇宙開発	4,200	2,400	1,257
農業資源	5,696	6,731	5,895
天然資源	2,503	2,380	2,147
商業輸送	3,388	3,325	2,774
労働厚生	5,613	4,915	4,524
教育	1,537	1,361	1,076
住宅、地域開発	276	525	349
復員軍人費	5,484	5,545	5,403
利子	10,103	9,782	9,198
差引過不足	(+) 11,900	(-) 8,800	(-) 6,400

欧州諸国およびアフリカ

◇ E E C、資本移動の自由化第2次命令

E E C理事会は12月17日「資本移動の自由化第2次命令」を決定した。同命令は近日中にE E C官報で告示される予定であるが、告示後3ヵ月以内に加盟国政府は必要な措置をとらなくてはならない。本命令はE E Cの資本移動の自由化の基本原則を定め、かつ内容的にも加盟国の資本移動の自由化を大幅に促進した1960年5月の第1次命令ほど画期的な内容をもっていないが、これにより①E E C内部の上場証券の取引、ならびに②移民送金など個人的性格の資本振替はほとんど完全に自由化される。

(第2次自由化命令の要旨)

1. 上場証券取引の自由化

すでに前記第1次自由化命令により、①非居住者による上場国内証券の取得およびその清算代金の本国送金、②居住者による上場外国証券の取得(ただし外国市場で発行された国内通貨表示証券は除く)およびその清算代金の使用など上場証券取引については、取引の主体が法人である場合は自由化されていた。今回の命令はこれを自然人の取引にまで適用せんとするもので、これにより上場証券の取引(後記の一部Cリストは除く)は完全に自由化されることとなる。

もっとも本命令の実施に先だち、イタリアを除く5ヵ国では上場証券の取引はすでに完全に自由化されており、またイタリアでも株式以外の上場有価証券の取引は自由化されている。したがって本命令に伴い実際に自由化措置を必要とするのはイタリアの株式取引だけである。

2. 移民送金など個人的性格の資本振替の自由化

移民送金など個人的性格の資本振替については、すでに前記第1次命令により、移民などの個人が職業的活動を行なうために必要な資金については自由化されていた。今次命令はこれをさらに拡大し、移民など個人的性格の資本振替についてはなんらの制限なく自由化すべきものとしている。現在フランスとイタリアでは、移民など個人が外貨や自国通貨を持ち出すことにつき制限枠を設けているが、これは本命令の告示後3ヵ月以内に自由化を要することとなる。

(資本取引自由化の現状)

第2次命令が実施された後のE E Cの資本取引自由化の現状はおよそ次のとおりである。

1. A リスト

すでに第1次命令により資本移動が完全に自由化され

ているもの。

- (1) 直接投資(生産的投資のみ、金融的投資は除く)
- (2) 直接投資の清算
- (3) 不動産投資
- (4) 個人的性格の資本移動のうち以下のもの

イ 贈 与

ロ 持 参 金

ハ 相 続

ニ 移入者による原住国における負債の決済

ホ 移出する居住者所有の資本振替

ヘ 原住国へ帰る移民の所有する資本の振替

- (5) 居住者が参加する商取引に関する信用の提供および償還(短期および中期。長期は後記Cリスト)
- (6) 保証金、その他の担保、質権の振替のうち以下のもの

イ 居住者が参加する商取引に関する短・中期の信用

ロ 持続的経済関係を創設ないし維持することを目的とした長期の貸付

- (7) 保険契約の実行による振替

2. B リスト

第1次命令により原則的に自由化されていたが、今次命令により完全に自由化されるもの

- (1) 上場証券取引

イ 非居住者による上場国内証券(共同投資の持分を除く)の取得およびその清算代金の本国送金

ロ 居住者による上場外国証券の取得およびその清算代金の使用(ただし④外国市場で発行された国内通貨表示証券の取得、および⑤共同投資の持分は除外)

ハ 上記証券の現物移動

3. C リスト

条件付き自由化。原則的には自由化しなければならないが、その自由化が加盟国の経済政策実現に当たって重大な障害となる場合は、加盟国がE E C委員会と協議のうえ、E E Cの自由化命令が発効する時点(1960年8月)において存在した為替制限に限りこれを維持ないし復活することができるもの。

- (1) 国内企業の証券を外国資本市場で発行、あるいは売買すること。
- (2) 外国企業の証券を国内資本市場で発行および売買すること。
- (3) 証券取引のうち以下のもの

イ 非居住者による非上場国内証券の取得およびその清算代金の本国送金

- ロ 居住者による非上場外国証券の取得およびその清算代金の使用
 - ハ 非居住者による上場国内共同投資の持ち分の取得およびその清算代金の本国送金
 - ニ 居住者による上場外国共同投資の持ち分の取得およびその清算代金の使用
 - ホ 外国市場で発行された国内通貨表示の上場外国証券の居住者による取得
 - ヘ 上記証券類の現物移動
- (4) 居住者が参加している商取引に関する長期信用の提供および償還
- (5) 居住者が参加していない商取引に関する中・長期信用の提供および償還
- (6) 商取引に関係ない場合の短・中期信用の提供および償還
- (7) 保証金、その他担保、質権および以下に関する資本の振替
- イ 居住者が参加している商取引に関する長期信用
 - ロ 居住者が参加していない商取引に関する中・長期信用
 - ハ 商取引に関係のない中・長期の貸付ならびに信用

4. Dリスト(非自由化リスト)

- (1) 大蔵省証券および金融市場で通常取り扱われるその他の証券に対する短期投資
- (2) 金融機関における当座勘定および預金の開設、ならびに当座勘定および預金資産の本国送金ないしその使用
- (3) 居住者が参加していない商取引に関する短期の信用の提供および償還
- (4) 商取引に関係しない短期の貸付および信用の提供ならびに償還
- (5) 個人的性格の資本移動のうら貸付
- (6) 保証金、その他担保、質権およびそれに関連する振替のうち以下のもの
- イ 居住者が参加しない商取引に関する短期信用
 - ロ 短期の貸付、信用に関するもので商取引に関係のないもの
 - ハ 個人的性格の貸付に関するもの
- (7) 有価証券の現物の移動
- (8) その他の資本移動

◇ EECと旧アフリカ属領諸国との新連合協定仮調印

EECと旧アフリカ属領18か国との連合関係を1963年以降さらに5年間延長する協定は12月20日ブリュッセル

で仮調印された。新協定は2月中に正式調印された後、関係国の批准手続きを経て発効する。EECとこれら諸国との間には従来ローマ条約第4部の規定(131~136条)に基づく連合関係が結ばれていた。この関係は、①EECと連合諸国が相互に関税などの貿易制限を漸進的に撤廃し自由貿易地域的体制を設立する、②EECは連合諸国に対し経済、技術援助を行なう、などを内容とするものであった。この協定は5年間(1958~62年)の時限協定であったので一応昨年末に失効した。新協定はEECと18か国がほぼ同様な内容の連合関係をさらに5年間持続せんとするものであるが、①従来以上のテンポで本格的な自由貿易地域体制の形成を意図していること、②EECが経済援助を大幅に増額していること、など注目すべき点がある。新協定の主要な内容は次のとおり。

1. 自由貿易地域の形成

- (1) EEC6か国は域内関税引下げ、数量制限の緩和あるいは撤廃などの利益を連合諸国に均てんさせるとともに、新協定発効と同時にコーヒー、茶、ココア、こしょうなど熱帯農産物9品目の域内関税を撤廃する。
- (2) 連合諸国は6か国からの輸出入に対し差別を行わない。連合外の諸国に対しては連合諸国に対するよりも有利な貿易条件を与えないこと。
- (3) 連合諸国は6か国に対し適用する輸入関税、輸入課徴金などを毎年15%ずつ引き下げる。
- (4) EECならびに連合諸国は第3国に対する通商政策について相互に協議する。

連合18か国の主要経済指標(1960年)

国名	面積 (千km ²)	人口 (百万人)	GNP (百万ドル)	貿易 (百万ドル)	主要産物
セネガル	197	3.1	494	258	落花生、磷酸塩
マリ	1,204	4.1	324		
モーリタリア	1,086	0.7	59		ゴム、きび
オート、ポルタ	282	4.4	175	13	家畜、落花生
ダオメ	116	2.1	173	49	ヤシ油、落花生
コート、ディボール	322	3.1	466	271	コーヒー、ココア、バナナ、ヤシ油、木材
ニジェール	1,189	2.9	198	19	家畜、落花生
ギンボ	267	0.5	63	79	木材
コンゴ(ブラザビル)	342	0.9	103	88	ヤシ油、木材、ゴム
チヤド	1,234	2.6	140	39	綿花、家畜
中央アフリカ	617	1.2	94	34	綿花
マダガスカル	590	5.4	449	187	コーヒー、ヴァニラ、タバコ、米、黒鉛
トゴ	57	1.4	107	41	カサヴァ、ココア、コーヒー
カメルーン	475	4.9	346	181	ヤシ油、綿花、ゴム、銅、コバルト、ダイヤモンド、金、ウラニウム
コンゴ(レオポルド)	2,344	13.7	1,192	800	砂糖、バナナ、コーヒー、ダイヤモンド
ソマリヤ	570	1.9	25	33	皮革、バナナ、綿花
ルアンダ	28	2.7	245	95	錫、コーヒー、家畜、金
ブルンジ	26	2.2			

(注) 貿易は輸入+輸出、GNPは推計値

2. 経済、技術援助

- (1) EECは連合諸国に対し今後5年間に730百万ドルの経済援助を行なう(従来は5年間に512百万ドル)。このうち666百万ドルは贈与、64百万ドルは欧州投資銀行を通ずる低利融資とする。
- (2) このほかEECは連合諸国の経済発展の促進、社会資本の充実、技術開発、教育などの面で援助を供与する。
- (3) 連合諸国は3年以内に、EEC加盟国の個人、法人の入国および取引活動に対する諸制限を撤廃する。

3. その他

- (1) 本連合協定はEEC6か国、アフリカ18か国のうち15か国がそれぞれ批准手続きを完了した後に発効する。
- (2) 本協定の有効期間は1967年末までの5年間とする(ただし連合協定の再更新の交渉が続けられている場合には、さらに6か月間暫定的に有効)。

◇フランスの為替自由化

政府は12月19日の閣議で、さる4月に引き続き海外渡航者の外貨持出制限を一段と緩和するほか、海外市場でのフラン取引の正常化措置を実施する旨決定した。

- (1) 旅行者の外貨持出制限額を従来の3,500NFから5,000NF(1回につき1人当たり)まで拡大、さらにフラン(現金)の持出しも750NFから1,000NFに引き上げる。
- (2) これと関連してフランス側銀行が外国に流通しているフラン紙幣を購入した場合には、これの国内への現送を認める。したがって今後フランス側銀行は海外市場でフランを公定平価で購入しうることとなる。

◇オランダ銀行、支払準備率の操作および公定歩合引下げ

- (1) オランダ銀行は12月20日、支払準備率を5%から4%へ引下げ、同月24日から1月22日までの期限付でこれを実施した。これは年末における国内金融引き締まりの緩和を主たるねらいとしたものであった。越年後金融市場の緩和が見込まれるに至るや、早速1月17日支払準備率を旧に復し(4%→5%)、予定どおり22日から実施することとなった。
- (2) 一方また、同行は1月8日公定歩合を4%から3.5%に引下げ、即日実施するとともに、あわせて市中銀行の貸出増加制限措置(注)を停止した。公定歩合の引下げは、一つには隣邦諸国の低金利に歩調を合わせたもので、これによりEEC諸国の公定歩合は西ドイツの

3.0%を除き軒並み3.5%のラインにそろうこととなった。

同国経済は、昨年初頭各部門において超完全雇用に達し、金融面で引締め政策がとられてきたが、後半にはいり労働事情の若干の緩和、生産増加率の低下、国際収支の好転など各方面のひつ追状況が緩和しはじめ、これと同時に国内および輸出受注の減退、利潤率縮小による投資需要の停滞が懸念されるに至った。こうした情勢に照らし、オランダ銀行は昨年9月以降支払準備率の逐次引下げ、市中保有外貨の買上げなど一連の金融緩和措置をとってきたが、今回の施策はこれをさらに進めたものとみられている。

(注) 本措置はオランダ銀行と市中銀行間の取決めに基づくもので、一昨年6月から実施されていた。これは、全銀行貸出が以下A、Bいずれかの方法で計算した場合に発動され、超過貸出を行なった銀行に対しては、超過額相当額をオランダ銀行に無利息で預入させるものである。

- A. 全銀行貸出合計額(3ヵ月平均)が基準額(1960年10~12月平均)の103%+前月の1%*をこえる場合。
*ただし昨年1~4月はとくに0.5%に圧縮されていた。
- B. 全銀行貸出合計額(3ヵ月平均)が前年同期の15%をこえた場合。

◇スウェーデン中央銀行の公定歩合引下げ

スウェーデン中央銀行は1月17日公定歩合を現行の4%から3.5%へ引き下げることを決定、1月18日以降実施した。

同行は昨年4月6日、6月8日の2回にわたり公定歩合をそれぞれ0.5%方引き下げ景気回復をはかったが、景気低迷は依然あらたならず、昨年中の生産増加率は3%(1961年3%)にとどまり、失業者も増加した(昨年11月末23,000人、前年同月比2,200人増)。一方金融市場も、資金需要の低迷(1961年中投資総額41億クローネ、1962年同推定38億クローネ)、短資流入を主因とする金・外貨準備の増加(昨年1~10月間に約1億ドル増)から、流動性が増加し、金融緩和状態が続いていた。今回の引下げはかかる情勢を背景として行なわれたものであって、その主眼は民間投資の促進にある。

◇ギリシア銀行の公定歩合引下げ

ギリシア銀行は1月17日再割引レートを6%から5.5%へ、また当座貸越レートを7.5%から7%へ引き下げた。今回の引下げは経済情勢の好転を背景に同国の共同市場準加盟に伴い金利水準を共同市場各国の水準に接近させる目的もあって実施されたものである。

◇アルジェリア中央銀行の創設

このほど旧アルジェリア銀行に代わる新しい発券銀行

としてアルジェリア中央銀行が設立され、1月2日から業務を開始した。同行は旧アルジェリア銀行と異なり市中銀行業務は取り扱わず、銀行券の発行および信用の調節を主たる業務としている。

なお、同行の資本金は40百万フランスフラン、初代総裁にはモステファイ・セキール(Mostefai Sequir)氏が就任した。

ア ジ ア 諸 国

◇インド準備銀行、公定歩合引上げ

インド準備銀行は、1月3日、公定歩合を4%から4.5%へ引き上げたが、これと同時に高率適用制度の緩和を下記のとおり行なったので、実質金利にはさして変動はない模様。

(従 来)

(改正後)

法定準備預金相当額の	法定準備預金相当額の
25%まで……………4%(最低)	} 50%まで……………4.5%(最低)
25%をこえ50%まで…5%	
50%をこえ100%まで…6%	50%をこえ100%まで…6%

(注) 法定準備預金相当額をこえる貸出は原則として行なわず、必要やむを得ず貸出を行なう場合には罰則的高金利を適用することは従来どおり。

同国では、国債金利(従来4%以下)との関係から公定歩合を据え置き(1957年以降変わらず)、もっぱら高率適用制度の活用によって金利政策を実施してきたが、最近、新規国債金利が4.5%~4.75%へ引き上げられたので公定歩合を引き上げざる環境となった。今回の措置は、このような事情を背景としているとみられるが、準備銀行は、①公定歩合の引上げは、高率適用制度の実施により実質貸出金利が公定歩合を上回っている実情に適応させたものであり、②また、高率適用制度の改正は、上記との関連において調整をしたものであると説明している。

◇インドの1962年度下期輸入政策

インド政府は、昨年12月24日、当初予定より約3か月遅れて1962年度下期(1962年10月~63年3月)の対民間輸入政策を発表した。概要次のとおり。

(1) 外貨事情の引き続き悪化にかんがみ、当期の輸入外貨割当額は前期を5.1%(80百万ルピー)下回る1,480百万ルピー(約310百万ドル)とする。また、外貨割当にあたっては国防強化と輸出促進に貢献する工業の育成に最重点をおく。

(2) 特定輸入業者(注)に対しては、各種機械部品、洋酒、テニス・ボール、幼児用ミルク、テープ・レコー

ダーなどの輸入割当を全廃するほか、約300品目の輸入割当を削減する。これによる節約外貨は約40百万ルピーで標記業者のインド総輸入額に占める比率は従来約6%から約4%に低下する模様。

(3) 実需者(インド総輸入額の約35%を占める)に対する輸入割当については、工業生産維持のため工作機械、原綿、皮革、ペアリングなどはほぼ現状どおりとするが、エア・コンディショナー部品は50%減、乗用車および自転車部品は30%減、ラジオ部品は10%減とするなど不急品目につき大幅の削減を行なう。

今次措置により、同国の工業生産テンポはいっそうスロー・ダウンするものと懸念されている。また、政府は輸入制限強化による物価への波及を懸念し、不当な価格引上げに対しては適当な措置をとるべき旨発表しているが、ある程度の物価上昇は不可避とみられる。

(注) 特定輸入業者(Established Importer)とは、一定の基準期間中、少なくとも1年度以上継続して輸入を行なった業者をいう。これら業者に対するライセンスの発給は基準期間中の輸入実績を参考として行なわれる。

◇韓国の公定歩合などの引下げ

韓国銀行(中央銀行)は、11月23日、公定歩合の一部と市中貸出最高金利をそれぞれ下表のとおり引き下げ、12月1日から実施した。

今次引下げは、貿易金融貸付金利を大幅に引き下げていることからわかるように、輸出促進をまず第1のねらいとしているが、同時に物価情勢が最近落ち着きみであることや財界が設備投資促進策として金利水準の引下げをかねてから強く要望していたことなども配慮してとられた措置である。

(注) 韓国銀行は、韓国銀行法によって金融調節手段としていわゆる3政策(公定歩合、支払準備制度、公開市場操作)のほか、各種の強力な行政的直接的統制手段(市中金利の最高限度さらには市中貸出額の最高限度の決定権限)を有しており、とくに後者が主要な金融調節手段となっている。

韓国の公定歩合と市中貸出最高金利

(単位・日歩、カッコ内は年利)

	公 定 歩 合		市 中 貸 出 最 高 金 利	
	新利率	旧利率	新利率	旧利率
貿易金融貸付	1銭5厘 (5.5%)	2銭3厘 (8.4%)	2銭5厘 (9.1%)	3銭 (11.0%)
一般貸付	3銭6厘 (13.1%)	3銭8厘 (13.9%)	4銭3厘 (15.7%)	4銭5厘 (16.4%)
商業手形割引	2銭8厘(不変) (10.2%)		3銭8厘(不変) (13.9%)	

◇韓国の1963年度予算

韓国の国家再建最高会議は、11月14日、下記の1963年

度(暦年)予算を承認した。

韓国の予算は、国防費(歳出総額の35%余)が多額であることから例年大幅な歳出超過であり、本年度もその例外ではない。本年度予算の特徴としては、①従来逐年増大してきた歳出規模が、本年度においては769億ウォン(米ドル換算592百万ドル)と前年度を若干ながら下回る緊縮予算となっていること、②多額の歳出超過を依然として米国援助(ただしこのところ毎年減少している)や国債の発行などにより補てんしているが、対中央銀行借入金を皆無としインフレ要因を極力排除して経済の安定を企図していること、③経済開発5か年計画達成のための財源として増税を企図していること(本年1月から実施)、④国防力の充実のため、国防費を増額したことなどの諸点があげられる。

韓国の1963年度予算

(単位・億ウォン)

歳 出			歳 入		
	1963年度	1962年度		1963年度	1962年度
一般経費	309	302	租 税	281	248
国防費	213	207	専 売 益 金	43	42
投 融 資	234	249	税 外 雑 収 入	109	71
そ の 他	13	18	そ の 他	33	49
			小 計	466	410
			歳 出 超 過 額	303	366
合 計	769	776	合 計	769	776
			歳 出 超 過 補 て ん 策		
			米 国 援 助	262	295
			国 債	13	11
			産 業 復 興 国 債	28	29
			対 中 央 銀 行 借 入 金	0	31

1962年度予算は最終予算。 1米ドル=130ウォン
 (注1) 投融資の大部分は経済開発用投資である。総額としては減少しているが、これは不急不要の事業費を最大限にきりつめたため必需開発投資財源は確保されている。
 (注2) 国債(いわゆる赤字国債)は中央銀行引受けでなく強制的に市中消化がはかられているが、産業復興国債(経済開発資金の調達)は中央銀行引受けがほとんどである。

共産圏諸国

◇コメコンと国際銀行の設立

コメコン第17回総会は昨年12月14日から20日までの一週間にわたり、ルーマニアの首都ブカレストにおいて開催され、次のとおり昨年中の活動成果を確認した。

(1) 機械製作、とくに農業機械生産の専門化が進捗し

たこと。

(2) 炭坑設備の建設、発電所建設および化学工業原料の生産に関する協力活動が進展したこと。

(3) 加盟諸国間貿易量は昨年1~9月において前年同期比15%増加したこと。

(4) 加盟諸国間における1965年までの長期経済計画の調整が行なわれたこと。

同時にコメコン第3回執行委員会が開催され次の諸事項を決議した。

(1) 域内貿易促進のための多角決済制度の導入と開発計画資金調達のためのコメコン国際銀行の設立。

(2) 共通価格体系の設立。

(3) 統一経済計画機関の創設。

なお、これよりさき東ベルリンにおいて加盟諸国の税関長会議が開催され、「関税上の協力と相互援助に関する多角協定」が調印されたが、同協定によりコメコン域内の関税徴収ならびに通関手続きの簡素化がはじめて実施されることとなった点が注目される。

◇1963年度ソ連国家予算

昨年12月14日、最高会議で可決された本年度の国家予算の内容は次のとおりである。

ソ連の1963年度予算

(単位・10億ルーブル)

	1962年度		1963年度		増 加
	金 額	総額に占める割合	金 額	総額に占める割合	
(歳入)					
社会主義経済からの収入	74.5	(90.9)	79.7	(90.7)	5.2
うち、取引税	32.4	(39.6)	33.8	(38.6)	1.4
企業利潤	23.2	(28.4)	26.1	(29.7)	2.9
企業の社会保険払込み	18.8	(22.9)	19.8	(22.4)	1.0
所得税					
住民からの収入	7.4	(9.1)	8.0	(9.3)	0.6
うち、住民税	5.8	(7.1)	6.3	(7.2)	0.5
その他	1.6	(2.0)	1.7	(2.1)	0.1
計	81.9	(100.0)	87.7	(100.0)	5.8
(歳出)					
国民経済費	32.5	(40.0)	34.5	(40.1)	2.0
社会・文化費	28.7	(36.0)	30.9	(35.8)	2.2
国防費	13.4	(16.6)	13.8	(16.1)	0.4
国家行政費	1.0	(1.2)	1.1	(1.2)	0.1
その他	4.8	(6.2)	5.9	(6.8)	1.1
計	80.4	(100.0)	86.2	(100.0)	5.8
歳入超過	1.5		1.5		0